

お金のコラム

独立系ファイナンシャルプランナー事務所FPオフィス幸せ家族ラボ

マイホームが水害被害に遭ってしまったら?!

記録的な大雨が続いて豪雨被害も出ています。一昨年の西日本豪雨では愛媛県内でも多くの方が被災され、マイホームの被害も。明日の我が身に備え、もしもの時にできること、一緒に知ってみませんか？



知っておきたい!マイホームが水害被害に遭ってしまったら、やること。

- ① スマホでOK!まずはマイホームの被災状況を写真に収めましょう。
- ② 保険会社(火災保険)、施工会社、大家等に連絡しましょう。
- ③ 罹災証明書を発行してもらいましょう。(市区町村)

マイホームが水害被害に遭ってしまった時、暮らしの再建に向けてカギを握るもの、1つは保険です。

今からできる!火災保険のチェックポイント

① 水災は対象になってる?

古い火災保険の場合、水災が補償の対象外になっているものも中にはあります。

一方最近の火災保険では保険料の節約で、あえて補償を外していたり水災の補償割合が小さくなっている場合も。

マイホームの火災保険の契約内容を確認し、本当に水災補償を外してもいいのか?等、ハザードマップ等を参考にしながら、もしもに備えて冷静に考えてみましょう。



② 生活再建に十分な補償は用意できてる?

万が一、マイホームに災害により大きな被害を受けてしまったら、住宅ローンが残っている場合、既存のローンに加え新たなローンを組む「ダブルローン」となる方も多いのが現状です。「自然災害債務ガイドライン」に基づく債務整理も可能ですが、いずれにしても大変な苦勞です。せめて住宅ローンの残債が大きいうちは火災保険の補償もしっかりと持っておくなど、万が一に備えた家計のやりくりも備えとしては必要です。



もしもに備える意味でも、住宅ローンは「借りすぎない」「できる限り早く返す」のが鉄則だよ。